

**民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第1次）
結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要**

- 【調査の実施時期】 平成16年12月～17年10月
- 【勧告日及び勧告先】 平成17年10月14日 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に対し勧告
- 【回答年月日】 文部科学省：平成18年5月18日、厚生労働省：平成18年5月22日、農林水産省：平成18年5月22日、
経済産業省：平成18年5月25日、国土交通省：平成18年5月19日
- 【その後の改善措置状況】 文部科学省：平成19年8月17日、厚生労働省：平成19年9月4日、農林水産省：（回答時措置済み）、
経済産業省：平成19年8月31日、国土交通省：平成19年9月3日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成17年度当初予算で30兆1,008億円
- このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2兆3,962億円）については、平成18年8月11日に閣議了解された「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保も課題
- この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な使用等を図る観点から実施
- 第1次として、早急に措置を要する事項について、勧告

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 補助金等の整理合理化 (勧告)</p> <p>① 民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業</p> <div data-bbox="174 357 1137 437" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>2台目の一律貸与を廃止し、使用可能なものは引き続き貸与させることにより、補助金を縮減すること。</p> </div> <p>(説明) 学校に使用可能なプールクリーナーがあるにもかかわらず、一律に2台目を貸与</p> <p>② 生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業</p> <div data-bbox="174 906 1137 986" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>新規性・独創性がある事業や、モデル的・先駆的な事業などが選定できるような審査基準を定めるなど、事業を重点化すること。</p> </div> <p>(説明) 過去に助成を受けずに実施していたものと同様の事業に助成している、助成を受けた事業の一部が同一年度に実施した全国団体の事業と重複している、などの状況がみられる。</p> <p>③ 疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費</p> <div data-bbox="174 1299 1137 1378" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>謝金支出を活動実績に応じたものとするなどにより、委託費を縮減すること。</p> </div> <p>(説明)</p>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒ : 「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 財団法人日本学校保健会に対し、2台目の一律貸与を廃止し、使用可能なものは引き続き貸与させるよう指導 補助金の縮減額については、既に貸与されているプールクリーナーの使用可能な状況を調査した上で平成18年度の事業計画書を提出してもらい、補助金交付額を決定した上で算定 ⇒ 平成11年度から17年度までに市教育委員会に貸与した116台(92小中学校)について使用可能状況を調査した結果、平成18年度は、プールクリーナーの貸与契約終了後の2台目の一律貸与は行わず、修理を行うことにより使用可能であった14台について、修理を行い引き続き貸与。その結果、平成18年度は17年度に比べ676万円の補助金を縮減 なお、平成19年度以降においても使用可能状況を調査した上で、修理を行うなど、引き続き補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 財団法人全国生活衛生営業指導センターに対し、同センターが同事業の審査、選定等を行うために設置している審査会等(外部の有識者で構成)で使用するための審査基準等を全国センターに対し通知 ⇒ 財団法人全国生活衛生営業指導センターでは、審査基準等に基づき、平成18年度に、事業の重点化を図るため、振興推進事業における評価基準を新たに作成し、同基準に基づき審査会等において、助成事業の対象を選定。これにより、「温泉療養士育成事業」(旅館業)等の同業種のモデル的・先駆的な事業等を選定</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 財団法人社会保険健康事業財団に対して、顧問医師に対する謝金を指導時間の実績払いとするなど、設置要綱を見直すよう指導 なお、これらの措置による委託費の縮減額については、平成18年度</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>i) 顧問医師の活動実績が低調（調査対象1支部当たり年間平均14.3件） ii) 顧問医師の活動実績がなくても、謝金が支出（5万円/月）</p> <p>④ 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務 実績の低い相談窓口の廃止を含め、業務の在り方を見直すこと。 (説明) i) 相談実績が少ない(機構:5件、各県緑化推進委員会:平均3件15年度実績)。 ii) 通常業務に就きつつ相談に応ずる程度の業務量にとどまっていることから、相談窓口の設置の効果が得られているとは言い難い。</p> <p>⑤ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 真に補助すべき生産・営業の用に直接供される施設・設備に限定されるよう、具体的な審査基準を定め、事業を重点化すること。 (説明) 危険防止用グラウンドフェンスや職員研修用スクリーンプロジェクターなど、雇用創出効果とは直接関係ないと思われるものにも補助</p> <p>⑥ エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギー診断事業</p>	<p>の委託事業の経理計画に反映させたところであり、実績報告をもって確定 ⇒ 顧問医師に対する謝金については、設置要綱に基づき、健診の事後指導に係る財団保健師が行う生活習慣改善指導方法に関する指導に限定（顧問医師の指導は定例日を定めて実施）し、指導時間の実績払い（1時間当たり3,200円）とした。その結果、平成17年度及び18年度の2年間で2,567万円の委託費を縮減</p> <p>(農林水産省) → 学校林の相談窓口業務については、業務の在り方を見直した結果、今後はこれまでの相談等の情報の蓄積を活用して通常業務の中で相談に対応することとし、当該業務に対する支援を17年度限りで中止 ⇒ (措置済み)</p> <p>(経済産業省) → 過去の補助対象設備を調査して「生産・営業の用に直接供される」とは言い難いと思われる設備（保安・保守設備（フェンス、防火設備等）等）については、平成18年度以降の補助事業において採択しないよう、適正な審査を行うために具体的な審査基準を新たに設定 ⇒ 平成18年度からは、直接、経済産業省本省が採択審査を行うこととした。また、審査基準を一部改正し、補助事業として採択しない設備（「生産・営業の用に直接供される」とは言い難い保安・保守設備（フェンス、防火設備等）、従業員の福利厚生に係る設備（従業員休憩室の自動販売機等）等）を具体的に規定。これにより、交付申請において、補助事業として採択されない設備の計上は行なわれなくなった。</p> <p>(経済産業省) → 平成18年度より、財団法人省エネルギーセンターにおいて省エネ</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="181 205 1137 280">ESCO事業者等民間活力を十分活用しつつ、運用面の改善で省エネ効果が見込まれる中小ビルや店舗を選定するなど、事業を重点化すること。</p> <p data-bbox="159 288 241 320">(説明)</p> <p data-bbox="174 328 1144 435">i) 省エネ診断を実施する事業所は、申請の先着順に採択されており、必ずしも省エネ効果が高いとみられるものが選定されるものとはなっていない。</p> <p data-bbox="174 443 1077 475">ii) 診断に基づく改善提案に対して改善された割合が低調 (38.3%)</p> <p data-bbox="174 483 1144 590">iii) 当初から省エネ機器導入を検討している場合、診断から工事、新設備の保守・運転まで包括して実施するESCO(Energy Service Company)事業者に最初から依頼した方が効率的</p> <p data-bbox="159 758 775 790">⑦ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金</p> <p data-bbox="181 794 1137 869">新規採択を中止するとともに、要件を達成できない既存分についても早急に厳正かつ適切に措置を講ずること。</p> <p data-bbox="174 877 257 909">(説明)</p> <p data-bbox="174 917 1041 986">i) 賃貸住宅の建設に当たって公的資金の利用が減少 (戸数で見ると、平成15年度は11年度に比べ64.2%まで減少)</p> <p data-bbox="174 994 1086 1062">ii) 市街化区域内の農地転用が減少 (平成10年～14年実績は昭和48年～52年に比べ46.8%まで減少)</p> <p data-bbox="174 1070 1137 1139">iii) 本補給金の新規交付実績が大幅に減少 (平成16年度は12年度に比べ、戸数で8.0%、金額で5.4%まで激減)</p> <p data-bbox="147 1265 524 1297">2 補助金等の執行の適正化</p> <p data-bbox="159 1305 241 1337">(勧告)</p> <p data-bbox="181 1345 1137 1420">正確な実績報告等の励行に係る指導を徹底するとともに、実績報告を厳正かつ的確に審査すること、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる</p>	<p data-bbox="1196 205 2096 355">診断審査委員会を設置し、省エネ診断を実施するための基準を設定 また、財団法人省エネルギーセンターは、省エネ診断時に受診者に対し、ESCO事業者等民間活力の活用等、本診断事業に基づく改善提案等の実施を更に促進するための情報提供を積極的に実施</p> <p data-bbox="1167 363 2096 550">⇒ 平成18年5月、財団法人省エネルギーセンターに省エネ診断審査委員会を設置し、同年6月に省エネ診断受診審査基準(診断効果が見込まれる事業所の規模等)を定めた。平成18年度については、同基準に基づき省エネ診断の効果が見込まれる事業所(年間エネルギー使用量300KL以上の規模の事業所)を選定 また、財団法人省エネルギーセンターでは、省エネ診断受診事業者に対して、ESCO事業に係る情報やアンケート調査を実施し、受診者の了解が得られた場合には、ESCO推進協議会に診断結果等を積極的に提供</p> <p data-bbox="1182 754 1355 786">(国土交通省)</p> <p data-bbox="1167 794 2096 901">⇒ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法における利子補給契約の締結期限(平成17年度末)の延長は行わず、新規採択を中止。 また、既存分のうち、団地要件未達成の団地については、今後の要件達成の見通し等について調査を行った上で、要件達成が可能と認められる具体的な計画が示されない団地については利子補給金の支給を停止予定。</p> <p data-bbox="1167 909 2096 1217">⇒ 既存分の団地(1,930団地)については、要件達成の見通し等に関する全国調査を行った結果、団地要件未達成団地(44団地)のうち、要件を達成する見込みのない36団地について、利子補給金の支給を停止。これにより、約1億1千万円の利子補給金を縮減</p> <p data-bbox="1167 1337 2096 1412">⇒ 正確な実績報告の励行と実績報告の内容の厳格かつ適正な審査の実施等を指導。不適正に交付された補助金等は返還済み(返還額:</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 204 1137 244">こと。</p> <p data-bbox="159 247 241 276">(説明)</p> <p data-bbox="168 284 1137 550">○ 補助事業者からの実態と相違した実績報告に基づいた交付金額が交付 ① 国民健康保険団体連合会等補助金（厚生労働省） （実施していない講演の講師謝金等に支出） ② 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省） （雇用していない臨時職員給与費に支出） ③ 石油製品需給適正化調査等委託費（経済産業省） （実際より高い会場借料を計上した成果報告書に基づき交付）</p> <p data-bbox="174 595 1137 710">補助条件の周知や事業実施後の補助条件の遵守に係る指導等を徹底すること。 返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p data-bbox="159 718 241 746">(説明)</p> <p data-bbox="168 754 913 861">○ 補助対象施設・設備を処分制限期間内に処分 ・ 電源立地等推進対策補助金（経済産業省） （処分制限期間内に補助金を返還することなく処分）</p> <p data-bbox="174 909 1137 986">補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲を交付要綱等に明示すること、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p data-bbox="159 994 241 1023">(説明)</p> <p data-bbox="168 1031 1137 1297">○ 社会通念上国庫からの支出として認められない懇親会等に支出 ① 国民年金基金連合会事務費補助金（厚生労働省） （社会通念上国庫支出が認められない職員の懇親会等に支出） ② 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省） （社会通念上国庫支出が認められない職員の旅行会、忘年会等に支出） ③ 疾病予防検査等委託費（厚生労働省） （社会通念上国庫支出が認められない職員の親睦食事会に支出）</p>	<p data-bbox="1198 204 2089 351">①53万円、②774万円、③38万円) なお、②については、勧告を受け、他に類似の事例がないか全国的に点検調査を実施した結果を平成18年4月3日に公表 ⇒（措置済み）</p> <p data-bbox="1169 595 2089 821">→ 財団法人電源地域振興センターに対して補助条件等の周知及び遵守に係る監査・指導等を徹底するとともに、交付通知書に補助条件等に違反した場合の措置（交付決定を行わない、不正内容を公表する等）を盛り込むよう指導。不適正に処分された設備に係る補助金等は返還済（返還額：113万円） ⇒（措置済み）</p> <p data-bbox="1169 906 2089 1133">→ 交付要綱等を改正し、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲を明記。不適正に交付された補助金等は返還済（返還額：①181万円、②61万円、③45万円） なお、②、③については、勧告を受け、他に類似の事例がないか全国的に点検調査を実施した結果を平成18年4月3日に公表 ⇒（措置済み）</p>